

Kyoto University

# Campus Life News

2016.04.15 Fri No.3

## 新入生のみなさんへ：相談のすすめ

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。無事、進級されたみなさん、ご進級おめでとうございます。そして残念ながら留年となったみなさんや、形式的には進級していても履修状況がヤバイみなさん、大丈夫です。前向きな気持ちで新しいスタートを切ってください。心から応援しています。

人生には何かと困難がつきものです。生きていれば、不安、憂うつ、無気力、恥、罪悪感などなどの苦痛な感情を体験するのを避けることはできません。力強く生きると、しっかり生きていれば、そういう感情とも頻繁に出会うでしょう。そういう感情の経験は、しっかり生きていくことの証だとさえ言えます。けれども、さまざまな環境的問題が、不必要な仕方で、そうした感情をもたらしたり強めたりしてしまうこともあります。われわれは叡智を集結してそうした問題と取り組み、克服していく必要があります。

そうした環境的問題には、物理的なものもあれば、社会的なものもあれば、個人的で内面的なものもあります。問題の性質によって窓口は異なってきますが、学内外には多種多様な相談窓口があるので、きっとどこかで対応できるでしょう。少なくとも一緒に考えていくことはできます。

ですから、悩んだときには一人で抱え込まず、ぜひ相談してください。学生総合支援センターには、カウンセリングルーム、障害学生支援ルーム、キャリアサポートルームの三つの相談窓口があります。学部・研究科にも、

それぞれさまざまな形で悩みの相談窓口が設けられています。保健診療所もあります。身近な教員や職員もきっと話を聞いてくれます。学生自身による自助的な活動もあります。あなたの問題は、あなた一人の問題ではありません。私たちのコミュニティの問題なのです。

世界的に有名なあの教授たちも、学生時代、悩んで相談に来ていたりするのです。そういうものなのです。そのように理解して、どうか有意義でチャレンジな学生生活を送ってください。みなさん一人一人がそうやってこの困難な人生を生き生きと生きていることが、私たちのコミュニティを照らす希望の光となるのですから。

学生総合支援センター長 杉原 保史

学生総合支援センターホームページ



## ■ 学研災・付帯賠償（留学生は学賠）への加入をお忘れなく

本学では入学の際、日本人学生は、学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）に、留学生は学研災・学生賠償責任保険（学賠：大学生協にて加入）に原則全員が加入することとなっています。

まだ加入されていない方は、手続きを忘れないようご注意ください。加入手続書類は、教育推進・学生支援部厚生課厚生掛窓口にて配布しています。

**学研災**：正課中、学校行事中、課外活動中、これらに伴う通学中の事故において、学生が被った傷害に対し適用される保険です。

**付帯賠償**：上記活動※中に学生が被った法律上の損害賠償責任（対人・対物）を対象とした保険です。

※）医学部、法科大学院はそれぞれ補償範囲が異なります。

**学賠**：正課中も含めて、日常生活全般での損害賠償責

任をカバーする保険です。

**【保険料キャッシュバック（1,000円）】**

平成28年度4月新入生・進学生（正規生）を対象に保険料一律1000円の払い戻しを実施します。

対象は、保険加入手続を平成28年4月30日（土）までに完了した方で、手続き方法は加入手続書類をご覧ください。

**【川添学生担当理事・副学長のひとこと】**

日本人学生諸君も多様なリスクは同じなので、生活全体をカバーする生協の学賠に加入することを勧めます。

加入手続はこちらのサイトで



## ■ 吉田南 1 号館封鎖事件の不起訴について

この4月初めに新聞などで、昨年10月27日の吉田南1号館の「バリケードストライキ」に関係した6名が「不起訴となった」と報道されました。このことについて学生諸君、とりわけ新入生諸君に誤解のないよう、説明しておきたいと思います。

### ■ 何が起こったのか

・2015年10月27日（火）未明から吉田南1号館を「京都大学全学自治会同学会中央執行委員会」を名乗る者たちがバリケード封鎖し、教職員の封鎖解除の要請に従わず13時頃まで封鎖を続けました。この「バリケードストライキ」のために授業休止や教室変更を余儀なくされ、職員の執務や教員の研究活動も阻害される事態となりました。



- ・本学は翌28日（水）にホームページで「吉田南1号館の封鎖について」を掲げ、この行為が威力業務妨害罪を構成する絶対に容認できないものであり、厳正な対処を検討する旨を表明し、10月30日（金）に京都府警川端警察署に告訴しました。
- ・2016年2月29日（月）と3月1日（火）になって、バリケード封鎖による授業妨害事件に関し、威力業務妨害容疑で6名の者が京都府警に逮捕されました。また、その2月29日には熊野寮内の3か所と学生団体「哲学研究会」のボックスが家宅捜索を受けました。
- ・この6名のうち1名が本学の在籍学生であったため、本学は、3月1日（火）にやはりホームページに「吉田南1号館封鎖事件逮捕について」を掲げ、本学の学生が「到底一般社会では許されない犯罪行為に関与」したことを遺憾として、捜査への協力および学内でも厳正な対処を検討する旨を表明しました。

・逮捕された6名は3月18日（金）に処分保留で釈放され、3月31日（木）に不起訴（起訴猶予）とされています。

### ■ この「バリスト」の本質とは

この「バリスト」を実行した者は「京都大学全学自治会同学会中央執行委員会」を名乗っていますが、本学が学生自治会として公認している「同学会」とは関係ありません（このことは、平成24年6月22日付告示第5号で大学が明らかにしています）。逮捕された6名は、本学在籍学生が1名、元学生が1名、元科目等履修生が1名で他の3名は本学とは無関係であり、そもそも6名のうち5名は学生ではありません。彼らがいわゆる過激派である「中核派」の「全日本学生自治会総連合（全学連）」の関係者であることも判明しています。

しかし「逮捕されたが不起訴処分になったのだから」と疑問に思う人もいるかもしれません。今回のバリストに関する検察官の決定は「不起訴（起訴猶予）」処分であって、「不起訴（嫌疑不十分）」や「不起訴（嫌疑なし）」ではありません。本学が外部者によってその教育研究活動が侵害されたこと、威力業務妨害の被害者であることに何ら変わりはありません。

このように昨年10月の「バリスト」の本質は、本学にとっていわば「外部の力」によって京都大学の自律的であるべき教育研究活動が妨害された点にあります。このような行為を本学は絶対に容認できず、厳正な対処を今後も続けることとなります。

### ■ 京都大学は思想信条・言論の自由を守る

昨年10月の「バリスト」は「反戦」を掲げて行われました。本学はこの主張について何ら論評したことはありませんし、ましてやこの主張を「弾圧」したこともありません。理性と言論の府である大学として、思想信条の自由・言論の自由を守ることは当然至極のことです。しかし、今回の「バリスト」という物理的な実力行使はその自由とは別次元のこと、それどころか、他者の教育研究の権利を奪うことによって思想信条・言論の自由という価値を自ら否定する行為だと言うべきです。

今回の威力業務妨害を断じて容認できないのは、本学が「自由の学風」を大切なものとしているからです。

学生担当理事・副学長 川添 信介

## ■ 公式 Twitter、学生意見箱

京大生への学生生活支援の一環として、公式Twitterによる情報発信を行っています。各種学生生活支援に関する情報などを積極的にお届けしますので、ご活用ください。

また、京大生のみなさんの学生生活における日頃の疑問やご要望にお応えするため、「学生意見箱」を設けています。こちらも是非ご活用ください。

公式Twitterアカウント @CLI\_KU



学生意見箱

